

○厚生労働省告示第三百三十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第三百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第三第五十号を次のように改める。

五十 削除